

## 分別管理・GHG関連情報管理及び書類管理方針書

事業者名  
令和 年 月 日作成

本方針書は、全国木材チップ工業連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（最終改訂：令和6年10月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

また、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という。）の方針を定めたものである。

### （適用範囲）

本方針書は、当社チップ（製材）工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取り扱いに当たって適用する。

### （分別管理・GHG関連情報管理等の責任者）

- ・ 分別管理・GHG関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇（職名）・〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理・GHG関連情報の管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

### （分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、証明書や納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書に記載する。
- ・ 製品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

### （GHG関連情報の管理等の実施）

- ・ 原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行う事業者認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・ GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。
- ・ 出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・ 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備えるとともに、関係書類を5年間保存する。

### （書類管理）

- ・ 分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。